

# I. 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

**栃木県指定 第0972700306号**

(指定の種類 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 尚生会
- (2) 法人所在地 茨城県笠間市笠間 1635-2 番地
- (3) 電話番号 0296-73-5562 FAX 0296-73-5563
- (4) 代表者名 理事長 山口 伸樹
- (5) 設立年月日 昭和62年8月21日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
  - 指定訪問入浴介護事業所 平成12年 7月 1日指定
  - 指定介護予防訪問入浴事業所 平成18年 4月 1日指定
- (2) 事業所の目的
  - 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下総称して「訪問入浴サービス」）は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を目的として、利用者に訪問入浴サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 指定訪問入浴介護センター グリーンハウスとちぎ
- (4) 事業所所在地 〒321-3531 栃木県芳賀郡茂木町茂木 63-28
- (5) 電話番号 0285-64-1150 FAX0285-64-1151
- (6) 管理者 大関 優子

(7) 事業所の運営方針

- ① 訪問入浴サービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえ、ケアプランまたは予防プランの趣旨に沿ったサービスを適切に提供します。
- ② 訪問入浴サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について、わかりやすく説明を行います。
- ③ 訪問入浴サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ④ サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用します。

(8) 開設年月日 平成12年7月1日

(9) 通常の事業実施地域 栃木県芳賀郡内の各町及び真岡市及び笠間市

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (12/31 から 1/3、8/13 から 8/15 を除く)
受付時間	月曜日から金曜日 8:30から17:30
サービス提供時間	月曜日から金曜日 9:00から17:00

\*上記営業日、営業時間の振り替えとして、土曜日等にサービス提供を行うことがある。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問入浴サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置>\*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名(兼務)	1名以上
2. 看護職員	1名以上	1名以上
3. 介護職員	2名以上	2名以上

〈主な職員の勤務状況〉

職 種	勤 務 体 制
1. 看 護 職 員	勤務時間 8 : 3 0 から 1 7 : 3 0
2. 介 護 職 員	勤務時間 8 : 3 0 から 1 7 : 3 0

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金の一部が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（利用契約事項第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉 全身浴・部分浴、洗髪、全身清拭・部分清拭

〈サービスの利用料金（1回あたり）〉（利用契約事項第6条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

\* 指定訪問入浴介護サービスの場合

看護職員1名と介護職員2名の場合	12,660円
1割負担	1,266円
2割負担	2,532円
3割負担	3,798円
介護職員3名の場合	12,030円
1割負担	1,203円
2割負担	2,406円
3割負担	3,609円
※清拭又は部分浴の場合は上記の料金の90%	
サービス利用に係る自己負担額	市町村が定めた負担割合に準じた額

\* 指定介護予防訪問入浴介護サービスの場合

看護職員1名と介護職員1名の場合	8,560円
1割負担	856円
2割負担	1,712円
3割負担	2,568円
介護職員2名の場合	8,130円
1割負担	813円
2割負担	1,626円
3割負担	2,439円
※清拭又は部分浴の場合は上記の料金の90%	
サービス利用に係る自己負担額 市町村が定めた負担割合に準じた額	

※サービス提供体制強化加算 440円/回

※介護職員処遇改善加算Ⅰ サービス料金×10.0%/回

※初回加算 新規初回のみ 2,000円

※看取り連携体制加算(医師の診断のある方のみ) 640円/回 死亡日及び死亡日以前30日以下

☆ 利用者がまだ要介護認を受けていない場合は、要介護の認定を受けた後、利用料金をお支払いいただきます。

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (利用契約事項第4条、第6条)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 通常の事業実施区域外でのサービス提供

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業実施区域を越えた地点からお住まいまでの距離を交通費として、下記の料金をいただきます。

料金：1kmあたり30円

② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水に係る費用については、利用者のご負担になります。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (利用契約事項第6条参照)

前記の料金・費用は、サービス利用の翌月に請求書をお届けいたします。原則、口座振替によるお支払いとなります(引き落とし日は毎月20日、金融機関が休みの場合は次の営業日)。

尚、領収書は引き落としの確認後に発行いたします。

(4) 利用者の中止、変更、追加 (利用契約事項第7条参照)

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問入浴介護サービスの利用を中止、曜日の変更又はサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- ご契約者の体調不良等により、利用を中止される場合には、前日又は当日の8時30分までに事業所までご連絡下さい。
- 利用の中止にあたってはキャンセル料は頂きません。
- サービス利用変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 5. ご利用前の確認事項

- ①主治医による入浴意見書を基に、サービスを提供いたします。
- ②入浴前に全身の確認をいたします。
- ③異変が生じたときには、速やかにご家族にご報告いたします。

## 6. 苦情受付について (利用契約事項第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付                      TEL    0285-64-1150

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○訪問入浴における苦情相談受付窓口 (担当者)

〔職員名〕 大関 優子 (管理者)

茂木町役場 保健福祉課 介護係	栃木県芳賀郡茂木町茂木155番地 TEL 0285-63-5603
益子町役場 高齢者支援課 介護保険係	栃木県芳賀郡益子町益子2030番地 TEL 0285-72-8852
市貝町役場 健康福祉課 高齢介護係	栃木県芳賀郡市貝町市塙1280番地 TEL 0285-68-1113
芳賀町役場 高齢者支援課 介護保険係	栃木県芳賀郡芳賀町祖母井1020番地 TEL 028-677-6015
真岡市役所 いきいき高齢課 介護保険係	栃木県真岡市荒町5191番地 福祉・産環部棟1階 TEL 0285-83-8094
笠間市役所 高齢福祉課 高齢福祉グループ	茨城県笠間市中央3丁目2番1号 TEL 0296-77-1101
栃木県国民保険団体連合会 介護保険課	栃木県宇都宮市本町12-11番地 栃木会館4F TEL 028-643-2220

○受付時間 8 : 3 0